

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 7 回（令和 6 年 1 月）総会議事録

1 日 時 令和 6 年 1 月 10 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

2 場 所 桜台市民センター 3 階 講座室 4

3 議案（その 1）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その 2）

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号） 農地の使用貸借の解約通知確認について

（専決処分第 2 号） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 3 号） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 4 号） 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 出席委員 11 名（定数 13 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	西川 徳良
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

7 欠席委員

大嶋 浩一委員、南 加代子委員

8 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当

谷口議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第7回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。
農業委員 13 名の内 11 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。3 番 楠本 忠雄委員、4 番 米本 巧委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号ですが、私、谷口に係る案件が含まれますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に基づき、議事に参与することができない為、この案件の間は、議長を久禮職務代理にお願いします。

【谷口会長の名札をふせる】

【議長は久禮職務代理に変更】

議長代理 (職務代理) 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたしま

す。

議案書（その１）１ページをお願いいたします。

本件は、農地法第３条の規定による農地の所有権移転が１ページから２ページの一覧表のとおり４件、使用貸借権設定が３ページの一覧表のとおり１件でございます。

１番から４番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

次に５番につきましては、法人が市所有の農地を貸借し、就農を希望する者に対し担い手育成を行うための模擬就農を行うものであります。

これは農地法第３条第２項第１号及び農地法施行令第２条第１項第１号イの規定による、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外の「その権利を取得する者が法人であり、その権利を取得しようとする農地における耕作の事業がその法人の主たる業務の運営に欠く事のできない農事指導のために行われる」と認められることに該当します。

また添付書類についても具備しており、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長代理（職務代理） 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議長代理（職務代理） 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第１号１番・２番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第１号１番・２番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる１月４日、いずみの農協有真香支店において慎重に審

議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決まし

た。

以上でございます。

議長代理 (職務代理) 続いて、議案第1号3番・4番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第1号3番・4番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる1月5日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長代理 (職務代理) 続いて、議案第1号5番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第1号5番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる1月5日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長代理 (職務代理) 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長代理 (職務代理) 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長代理 (職務代理) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

谷口会長に係る議案を含む審議が終了しましたので、議長は谷口会長に交代いたします。

【谷口会長の名札を戻す】

議長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明いたします。

議案書（その1）4ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は 4 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

1 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 2 月 14 日から令和 11 年 2 月 13 日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第 1 条による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 2 号 1 番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 2 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 1 月 9 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 南掃守地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案 2 号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり決定することに決しました。

議長 次に、議案第 3 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

事務局 議案の内容は、事務局から説明いたします
 上程されました議案第3号についてご説明いたします。
 議案書（その1）5ページをお願いいたします。
 本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、5ページ6ページの一覧表のとおり7件でございます。
 この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。
 以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。
 まず、議案第3号1番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第3号1番に対する審議の結果を報告いたします。
 本件に関しまして、さる1月9日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
 以上でございます。

議 長 続いて、議案第3号2番のうち有真香地区の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第3号2番のうち有真香地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。
 本件に関しまして、さる1月4日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
 以上でございます。

議 長 続いて、議案第3号2番のうち南掃守地区の農地及び5番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第3号2番のうち南掃守地区の農地及び5番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
 本件に関しまして、さる1月9日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと

決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第3号3番・4番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第3号3番・4番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる1月4日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第3号6番・7番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第3号6番・7番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる1月4日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決しました。

議 長 次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地の使用貸借の解約通知確認について

（専決処分第2号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第3号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分第４号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

議案書（その２）をお願いいたします。

上程されました１ページの報告第１号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第１９条の規定により、別紙の専決処分第１号から第４号につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

それでは、専決処分第１号から第４号につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和５年１１月２１日から１２月２０日までに届出等がなされたものであります。

はじめに、２ページの専決処分第１号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、一覧表のとおり１件でございます。

これは使用貸人と使用借人との間で合意解約したものでございます。

次に、３ページの専決処分第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、４ページの一覧表のとおり、１１月２１日から１１月３０日までが３件で令和５年１２月５日に専決処分、５ページの一覧表のとおり、１２月１日から１２月１０日までが１件で令和５年１２月１５日に専決処分、６ページの一覧表のとおり、１２月１１日から１２月２０日までが２件で令和５年１２月２５日に専決処分を行いました。

次に、７ページの専決処分第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、８ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が１２月１日から１２月１０日までが１件で令和５年１２月１５日に専決処分、９ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が１２月１１日から１２月２０日までが４件で令和５年１２月２５日に専決処分を行いました。

最後に、10 ページの専決処分報告第4号ではありますが、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明が一覧表のとおり1件で、1番の理由が従事者の故障のためであります。

以上、専決処分報告1号から4号について、いずれも令和5年11月21日から令和5年12月20日までに届出等がなされたもので、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

特段ないようですので、これで第7回総会の議事を終了いたします。

令和6年1月10日

議長 谷口 敏信

委員 楠本 忠雄

委員 米本 巧